

身体的拘束等の適正化に関する指針

医療法人弘仁会 南和病院

南和病院訪問リハビリテーションセンター

1. 身体的拘束等適正化に関する基本的な考え方

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。南和病院訪問リハビリテーションセンターは（以下、当事業所）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止の意識を高め、身体的拘束等をしない支援を実践するために本指針を作成します。

（１）身体拘束の定義

この指針において「身体的拘束等」とは厚生労働省が定める「身体拘束ゼロへの手引き」に基づき、具体的に以下の行為をいいます。

- ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で聞くことのできない居室等に隔離する。

（２）身体的拘束等がもたらす弊害

① 身体的弊害

- ・ 身体機能の低下や拘束している部分の褥瘡発生の危険性。
- ・ 食欲低下、心肺機能の低下、免疫力の低下などの内的な弊害の危険性。

② 精神的弊害

- ・ 利用者や家族等に不安や怒り、屈辱、諦め等の精神的苦痛
- ・ 認知症の悪化、せん妄などの併発の可能性

③ 社会的弊害

- ・ 介護サービス事業所等に対する不信感や偏見。

- ・ QOL や ADL の低下により医療的処置の必要性が高まり経済的負担が増大。

(3) 身体的拘束等適正化に関する行動規範

以下の取り組みを通して身体的拘束等の必要性を取り除くよう努めます。

- ①利用者の理解と基本的なケアの向上もより、身体的拘束のリスクを排除します。
利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的紅枣等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。
- ②責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます。
特に認知症及び認知症による行動・心理状態の理解について、事業所全体で習熟に努めます。
- ③利用者と家族にとって居心地のいい環境・ケア等について話し合い、家族から拘束等の依頼があってもそのまま受け入れるのではなく、対応を共に検討します。

2. 身体的拘束等適正化のための体制

医療法人弘仁会として、身体的拘束等適正化のための体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束等適正化検討委員会（以下、委員会）の設置

医療法人弘仁会として委員会を設置します。委員会の構成員、審議内容等に関しては、身体的拘束等適正化検討委員会規程に則ります。

(2) 当事業所における身体的拘束等検討委員会の委員

リハビリテーション科長がその委員会の構成員となります。

3. 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束等の適正化に向けて、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、利用者の権利擁護を徹底する内容とし、以下の通り実施します。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の基本的指針

身体的拘束等の事例については、その全てを身体拘束等適正化委員会に報告します。

5. 緊急にやむを得ず身体拘束を行う場合の対応方針

利用者の身体状況を踏まえ、その疾病、傷害を理解したうえで、身体拘束を行わなければ利用者の支援が困難な場合、以下のように対応します。

(1) 3要素の確認

- ・ 切迫性：利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高い

- ・ 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える支援・介護方法がないこと。

- ・ 一時性：身体的拘束等が一時的なものであること。

(2) 要件合致確認

利用者の様態を踏まえて、身体的拘束等適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束等を実施しますが、拘束の実施後も日々の様態等を参考にして同委員会で定期的に再検討し、解除に向けて取り組みます。

(3) 身体的拘束等に関する同意の確認（別紙①）

緊急やむを得ず身体的拘束等を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に、ご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・ 拘束が必要となる理由
- ・ 拘束の方法（場所、行為）
- ・ 特記すべき心身の状況
- ・ 拘束開始及び解除の予定

(4) 身体的拘束等の記録の実施（別紙②）

緊急やむを得ない理由から身体的拘束等を実施している場合には、身体的拘束等の実施状況や利用者の日々の様態（時間や動作や様子等）を記録して、委員会で身体拘束解除に向けた検討を行います。

6. 当該指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも当院内にて閲覧ができるようにするとともに、事業所のホームページにも公表します。

7. その他

4に定める研修の他、自治体や研修機関、関係する職能団体により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指します。

附則

この指針は令和6年3月25日より施行する。

一部改訂 令和7年4月 1日

一部改訂 令和8年4月 1日

身体的拘束等に関する同意書

様

あなたの状態が下記に記した①・②・③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法・時間において最小限の身体的拘束等を行います。ただし、身体的拘束等を解除することを目標に鋭意検討を行うことをお約束いたします。

① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

② 非代替性：身体的拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する介護、看護方法がない

③ 一時性：身体的拘束等その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 拘束の必要な理由	
拘束の方法 (場所、行為 (部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	年 月 日 時から 年 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

年 月 日

医療法人弘仁会 南和病院
訪問リハビリテーションセンター
管理者

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

年 月 日 氏名： 印
(代理人) 氏名： 印

別紙②

緊急やむを得ない身体的拘束等に関する入所者の日々の態様記録

様

<u>年月日時</u>	<u>日々の心身の状態等の観察(文言)</u>	<u>備考(身体的拘束等・挙動等の 図・イラスト等)(※必要に応じ て使用)</u>	<u>確認者 サイン</u>

医療法人弘仁会 南和病院
訪問リハビリテーションセンター